2　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） **第71条**　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 略 十一　第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 十二　第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者	2　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。 3　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） **第71条**　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 略 十一　第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 十二　第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

○環境省令第十八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

環境大臣　山本　公一

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　大臣官房（第一条―第八条） 第二節　地球環境局（第九条・第十条） 第三節　水・大気環境局（第十一条―第十四条） 第四節　自然環境局（第十五条―第二十条） 第五節　環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条） 第二章　施設等機関（第二十四条） 第三章　地方支分部局（第二十五条） 第四章　原子力規制委員会（第二十六条） 第五章　環境省顧問（第二十七条） 附則 **第一章**　内部部局 **第一節**　大臣官房 （広報室） **第二条**　総務課に、広報室を置く。 （削る）	目次 第一章　内部部局 第一節　大臣官房（第一条―第五条） 第二節　総合環境政策局（第六条―第十一条） 第三節　地球環境局（第十二条―第十四条） 第四節　水・大気環境局（第十五条―第十八条） 第五節　自然環境局（第十九条―第二十五条） 第二章　施設等機関（第二十六条） 第三章　地方支分部局（第二十七条） 第四章　原子力規制委員会（第二十八条） 第五章　環境省顧問（第二十九条） 附則 **第一章**　内部部局 **第一節**　大臣官房 （政策評価室及び広報室） **第二条**　総務課に、政策評価室及び広報室を置く。 2　政策評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　行政の考査に関すること。 二　環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。